

4.住所等の届出

住所や勤務先等に変更があったときは、30日以内に届け出なければなりません。

* 提出書類 *

(1)	チェックリスト(住所等の届出) (PDF形式)	
(2)	二級・木造建築士住所等届 (PDF形式)	(様式第8号)